



新規求人情報

市内企業では、ハローワーク砂川を通じて、新規求人を次のとおり行っています。

募集内容

職種	年齢	求人数
製造職	59歳以下	2
事務職	35歳以下	1
看護師又は准看護師	59歳以下	1
朝刊配達	18歳以上	1
土木作業員	不問	3
製缶工	不問	1

(6月4日現在)

☎ハローワーク砂川Tel 54-3147

学校プールの開放中止のお知らせ

例年行っている市内の小学校プール開放については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年度は中止とします。

楽しみにされていた皆さんにはご迷惑をおかけしますが、何とぞ、ご理解のほどお願いします。

☎スポーツ振興課Tel 54-2175

「すくすくちゃんねる」に掲載してみませんか

広報すながわの裏表紙にお子さんの成長記録を残してみませんか？

3歳くらいまでのお子さんで、お父さん・お母さんのコメント400字程度に写真を添えて下記へ申し込みください。兄弟・姉妹での申し込みも大歓迎です。

☎広報広聴係Tel 54-2121



児童手当の現況届を忘れずに

現在児童手当を受給している方は、引き続き手当を受ける資格があるかどうかを確認するために、毎年6月1日現在の状況を記載した現況届を提出していただく必要があります。この届け出がないと6月分以降の手当が受けられなくなります。対象の方には、すでに案内文書を送付していますので、6月30日(火)までに忘れずに子育て支援係まで提出してください。なお、公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。

☎子育て支援係Tel 54-2121



水洗トイレで快適に

家庭での快適な生活環境に欠かせない水洗トイレですが、公共下水道が整備されていない地区にお住まいの方は合併処理浄化槽を設置することにより衛生的に家庭の雑排水を処理し、生活環境の向上が図れます。また、公共下水道が整備されている地区にお住まいの方は水洗化に伴う改造資金について市の貸付金制度もありますので、生活環境の向上にご協力をお願いします。水洗化について不明な点があればお気軽にお問い合わせください。

☎下水道係Tel 54-2121



特別定額給付金の申請はお済みですか？

市では、5月8日から特別定額給付金(1人10万円)の申請を受け付けています。申請書は世帯主が住民登録されている住所宛に送付していますので、申請受付期限の8月7日(金)までにお忘れなく手続きを済ませてください。申請書の未着、紛失などにつきましては、特別定額給付金事務局までご連絡ください。

☎特別定額給付金事務局

Tel 54-2121



固定資産の実地調査

市では、固定資産税を適正に課税するため、新・増築や取り壊した家屋などの実地調査を毎年市内全域で行っています。職員が訪問した際にはご協力をお願いします。また、家屋などの新・増築や取り壊しをされた場合は、お早めにご連絡ください。

☎資産税係Tel 54-2121



農業者年金現況届を忘れずに

5月下旬に農業者年金基金から受給者を対象に発送された現況届は、6月30日(火)までに、農業委員会へ提出してください。なお、市役所3階まで上がるのが困難な場合は、職員が受け取りに伺いますので、お近くの窓口申し出ください。

☎農業委員会Tel 54-2121

まだまだ元気に働きたい！そんな想いをお持ちの方は…



シルバー会員大募集!!

砂川市
シルバー人材センター ☎ 52-4159
西7条北4丁目1-1 (総合福祉センター内) <http://webcsjc.ne.jp/sunagawa/>

水道 についての
お問い合わせは…

中空知広域水道企業団

フリーアクセス
(通話料金無料)

オイシイミズ

080-080-01432

TEL.53-3831 FAX.53-2126

砂川営業所 (砂川市役所1階)

TEL 54-2121

料金のお支払いには、
便利な口座振替を

国土利用計画法の届け出を忘れずに～広い土地の取り引きに注意！

市内で一定面積以上の土地取り引きを行ったときは、国土利用計画法に基づき、契約（予約を含む）締結日から2週間以内に、土地の利用目的および取引価格などを市に届け出する必要があります。手続きの案内および届出様式は、市ホームページをご覧ください。

- **届出者** 譲受人（権利を取得した者）
- **面積の条件** 都市計画区域：5,000平方メートル以上、都市計画区域外：10,000平方メートル以上の土地。個々の土地（複数筆）の面積の合計が到達する場合も届け出が必要。
- **対象の取り引き** 所有権、地上権、賃借権またはこれらの権利の取得を目的とする権利の移転または設定について、対価をもって契約する場合 ※届出不要の場合もあります。
- **罰則** 届け出をしなかったときは、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。※届出期限が過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力をお願いします。

閩都市計画係Tel 54-2121

令和2年度国民健康保険税の改正

国の税制改正に基づく市税条例の改正により、今年度から国民健康保険税は、基礎課税額（医療分）の賦課限度額が61万円から63万円に、介護納付金課税額（介護分）の賦課限度額が16万円から17万円にそれぞれ変更となりました。また、世帯の所得が一定額以下の場合に軽減される応益分保険税（均等割・平等割）の、2割軽減と5割軽減の対象範囲が拡大されることとなりました。

なお、令和2年度国民健康保険税納税通知書は7月中旬に送付する予定です。

▶ 賦課限度額の比較表

	医療分	支援金分	介護分(40～64歳)	計
令和元年度	610,000円	190,000円	160,000円	960,000円
令和2年度	630,000円	190,000円	170,000円	990,000円
増減額	20,000円	0円	10,000円	30,000円

▶ 軽減対象範囲の拡大

① **2割軽減**…前年度の世帯の総所得等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります

【令和元年度】33万円+ (51万円×被保険者数)

(例) 3人世帯で収入は夫のみ、給与収入 約291万円 (所得約186万円)

【令和2年度】33万円+ (52万円×被保険者数)

(例) 3人世帯で収入は夫のみ、給与収入 約295万円 (所得約189万円)

⇒所得判定基準額の引き上げにより、夫の給与収入のみの3人世帯の場合、給与収入が前年度よりも4万円多い約295万円まで、2割軽減の対象となりました。

② **5割軽減**…前年度の世帯の総所得等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります

【令和元年度】33万円+ (28万円×被保険者数)

(例) 3人世帯で収入は夫のみ、給与収入 約193万円 (所得約117万円)

【令和2年度】33万円+ (28.5万円×被保険者数)

(例) 3人世帯で収入は夫のみ、給与収入 約195万円 (所得約118万円)

⇒所得判定基準額の引き上げにより、夫の給与収入のみの3人世帯の場合、給与収入が前年度よりも2万円多い約195万円まで、5割軽減の対象となりました。

閩市民税係Tel 54-2121



入居者募集中

高齢者生活（介護保険）相談、認知症・リハビリデイ、グループホーム、りんごの里グループ

ガーデン りんごの里

サービス付き高齢者向け住宅

↓リビング



↓1人部屋 12帖、2人部屋 20帖



個室・夫婦部屋ご用意
できます

「安心」に支えられた「自由」な暮らしを
りんごの里グループが支えます

【お問い合わせ】
晴見3条北8丁目3番5号

☎ **52-3650**

ホームページ
はこちら



ツイッター
はこちら



インスタグラム
はこちら



みんなで支える介護保険～65歳以上の方の介護保険料の一部変更

令和元年10月から消費税が10%に増税されたことに伴い、低所得者の第1号保険料軽減が一部実施から完全実施となります。令和元年度は消費税の増税期間が半年間であったため、保険料の軽減幅も半年分でしたが、令和2年度からは1年間分が軽減されます。

具体的な保険料額は、以下のとおりです。



●所得段階別保険料額

所得段階	対象者	基準額×標準割合	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者または本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	【令和2年3月まで】 基準額×0.375	【令和2年3月まで】 20,700円 (月額1,725円)
		【令和2年4月から】 基準額×0.3	【令和2年4月から】 16,500円 (月額1,380円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	【令和2年3月まで】 基準額×0.565	【令和2年3月まで】 31,100円 (月額2,599円)
		【令和2年4月から】 基準額×0.5	【令和2年4月から】 27,600円 (月額2,300円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方	【令和2年3月まで】 基準額×0.725	【令和2年3月まで】 40,000円 (月額3,335円)
		【令和2年4月から】 基準額×0.7	【令和2年4月から】 38,600円 (月額3,220円)
第4段階	市民税課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下で本人が市民税非課税の方	基準額×0.9	49,600円 (月額4,140円)
第5段階 (基準額)	市民税課税世帯で本人が市民税非課税で第4段階に該当しない方	基準額×1.0	55,200円 (月額4,600円)

※本表は、第1から第9段階までであるうち、第5段階（基準額）までを抜粋しています。

65歳以上の方の令和2年度の保険料に関する通知書は7月上旬に個別にお送りします。決定した保険料や納め方などの詳細は通知書をご確認願います。

介護保険全般に関すること 介護保険係Tel 54-2121

介護保険料に関すること 市民税係Tel 54-2121

北砂川 漆星川
ご贈答に
いりやま こやま
小山商店 0120-52-2829

屋根・外壁塗装の
ご用命はお任せください
小さな工事でもお気軽にお電話お待ちしております
(株)加我塗装工業
晴見2条北8丁目3番7号 ☎52-3333
職業訓練指導員（塗装科） 1級塗装技能士の店

犬の登録と狂犬病予防注射（再案内） 6月19日(金)～23日(火)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため延期していた、犬の登録と狂犬病予防注射について、改めて実施日程が決まりましたのでお知らせします。

●費用

区 分	登録をしていない犬	登録をしている犬
登録手数料	3,000円	—
注射料金	2,690円	2,690円
注射済票交付手数料	550円	550円
合 計	6,240円	3,240円

※今年度より狂犬病予防注射料金が変更となりましたのでご注意ください。



●日程と会場

	時間	会場名	住所		時間	会場名	住所
6月19日(金)	9:30～9:40	富平コミュニティセンター前	富平	6月21日(日)	9:30～10:40	森歯科医院前	西1南11
	10:10～10:20	一の沢会館前	一の沢		11:00～12:00	南吉野老人憩の家前	吉野2南6
	10:40～11:15	北光老人憩の家前	西3北16		13:10～13:50	砂川消防署前	東2北7
	11:30～11:50	高速吉野バス停（市営駐車場）	吉野4南5	6月22日(月)	14:10～15:00	空知太老人憩の家前	空知太東2-4
	13:00～13:15	緑ヶ丘会館前	吉野1南3		9:30～9:50	南野宅前	吉野1南1
	13:30～13:50	中道宅前	西豊沼		10:05～10:20	片桐農園前	東豊沼
	14:00～14:10	北電会館前	西6南22		10:40～11:10	高台会館前	西2南7
	14:25～14:55	豊栄会館前	東3南18		11:20～12:00	自立支援センター前	東5南4
	15:10～15:30	宮川中央集会所前	西3南12		6月23日(火)	9:30～9:50	南地区コミュニティセンター前
6月20日(土)	9:30～10:30	東地区コミュニティセンター前	焼山	10:05～10:30		駅前広場	東2北2
	10:50～11:40	石山老人憩の家前	空知太東3-2	10:45～11:10		菅原宅前	北光袋地
	13:00～13:20	空知太会館前	空知太西5-7	11:25～11:50		総合福祉センター前	西7北4
	13:30～13:50	北地区コミュニティセンター	空知太西4-4	13:00～13:15		焼山コミュニティセンター前	焼山
	14:10～14:50	北斗総業事務所前	西1南3	13:25～13:40		東雲会館前	東6北8
				13:50～14:10		山田産業事務所前	吉野2北3
					14:25～14:55	新泉会館前	東5南8

☎環境衛生係Tel 54-2121

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症等の影響により事業などに係る収入に相当の減少があった方は、最大1年間、市税の徴収猶予を受けることができます。猶予期間内における事業などの状況に応じて分納や納付を計画的に行うことができます。

- **相談対象** 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する市税
- **対象** 次の2点の条件をいずれも満たす納税者、特別徴収義務者
 - ・新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している
 - ・一時に納税を行うことが困難である
- **申請** 6月30日または納期限の、いずれか遅い日までに納税係へ

国税、道税についても同様の制度があります。詳細については納税通知書先の税務署、空知総合振興局へお問い合わせください。

☎納税係Tel 54-2121